

時論

税・社会保障・雇用の一体改革を促す税制改革

もはや旧聞に属するが、先の参議院議員選挙においては、年金・社会保障、消費税増税等が争点と言われたが、さほど深度のある論争は行われず、財源や現実可能性を軽視した政策公約が飛び交い、わが国における政策構想力はむしろ後退しているように見えた。

ただ、政策の構想立案が難しくなっているのは確かである。わが国経済社会は、人口オーナスの圧力に直面し、低成長・低インフレ・低賃上げが定着し、分け合う“パイ”は容易には増えない。こうした中では、何かしらの課題に対して良かれという政策も、他の何かしらの領域の副作用や反発を生み、「パイが増えない」からこそ必要な「負担や痛みを公平に分ち合う」合意形成が困難となっている。

消費税率を10%に引き上げること、今後、更なる引き上げも検討すべきことは、これ以上将来世代へツケ回しをしないためにも、日本国債の信託を維持するためにも、やむを得ないことであろう。しかし、消費税は逆進性を有するゆえに、低所得者層とりわけ年金収入への依存度が高い高齢者世帯の生活を確実に圧迫する。軽減税率の逆進性緩和効果も限定的である。

その高齢者世帯の生活を支える税制面の措置としては、退職金には退職所得控除があり、公的年金には公的年金等控除がある。就労し続けて勤労収入がある世帯には給与所得控除もある。だがこうした措置により、課税最低限は現役給与所得者より年金受給者の方が高くなっており、担税力のある高齢者世帯との比較において、現役勤労者世帯に相対的に重い負担を強めている。

一方、現役勤労者世帯には、実際にかかった必要経費を大きく上回る給与所得控除をはじめとする各種所得控除、すなわち課税対象所得の圧縮措置がある。このため課税ベースは小さくなり、所得税納税者の8割が限界税率10%以下となる恩恵を受けていると言われる。

だがこうした所得控除は、個々の納税者にとってはありがたいものであっても、限界税率が高い高所得世帯ほど多額の減税を享受するという逆進的性格を有する。

2004年の年金制度改革により、公的年金の持続性を高めるべく、厚生年金保険料が段階的に引き上げられてきた。だが、これは現役勤労者世帯の可処分所得を圧迫するとともに、保険料は一定の所得水準で頭打ちとなり、所得が低ければ負担度合いも高くなるため、逆進性を強める方向に作用する。

以上のように、財政事情を、高齢者世帯を、現役勤労者世帯を、年金制度を改善なり下支えすることを目途とした政策は、国民の税・社会保障負担における累進性を弱め、これから結婚・子育てのステージに入る、まだ十分所得水準が高くない若年・中堅勤労者世帯に相対的に多くの負担を強い、「負担や痛みを公平に分ち合う」とは言い難い負担構造を生んでいる。

これでは企業がいくら若手・中堅社員の処遇水準引き上げやモラルアップを狙って賃上げを行っても可処分所得が伸び悩み、企業や国内経済の成長を妨げることになりかねない。

このような負担構造を巡る問題は従前から認識されており、その処方箋として政府税調等で10年以上前から検討されているのが、「給付付き税額控除」である。

これは、所得税の納税者に対して一定額の税額控除を与え、控除しきれない“お釣りが発生した納税者(主に低所得者層)に対しては、その金額を現金給付するものである(所得が増えるに連れて控除額

は頭打ち→減少→消失する設計が一般的。ベーシックインカムとは異なる)。税制に社会保障給付機能を組み入れるという社会保障制度改革の側面もあり、低所得者・子育て・就労支援、消費税の逆進性緩和等を政策目的として、米国、カナダ、英国、オランダなど諸外国でも導入が進んでいる。

日本において、給付付き税額控除を、給与所得控除・公的年金等控除など各種所得控除の大幅縮減とセットで行えば、①所得控除の縮減が税額控除＝減税の財源となるので、財政への負担を抑えられる、②所得控除の縮減によって課税ベースが広がるとともに、累進性が強まる(＝所得税の再分配機能が高まる)、③税・社会保障負担を合わせた負担構造はより広く、スティープ化するので、現役並びに高齢者における高所得世帯の負担が高まる一方、若年・中堅勤労者世帯の負担は軽減される、④若年ないし非正規勤労者世帯などの低中所得者層は給付を得られ、可処分所得が増える—という具合に、政策目的間のコンフリクトを抑制しつつ、世代間・世代内における負担や痛みの公平化に資すると考えられる。

また、こうした負担構造の公平化は、「正社員として同じ企業に長期間勤務し、定年とともに相応の退職金と公的・企業年金を手にする」という勤労者の伝統的キャリアコースの税制面の有利性を弱めること、換言すれば、働き方やキャリアコース選択に中立的な税制に近づくことにもなる。

このことは、勤労者の離転職に伴う経済的・心理的ハードルを下げ、労働市場の流動化を促進し、労働力不足に対する有効な手立てともなり、日本経済全体の生産性向上にもつながることが期待できる。

このように、給付付き税額控除と所得控除の縮減の組み合わせは、現在並びに今後の日本経済にとって有効かつ有益と考えられるが、この思考実験から次のような示唆を得ることができる。

第1は、国民の税・社会保障負担や税制改革を考えるに当たっては、「公平・中立・簡素」という租税の基本原則に立ち返ることが極めて重要ということである。

これによって、「負担能力が等しければ等しい負担を」「負担能力の大きい人には大きな負担を」という意味での「負担や痛みの公平な分かち合い」に近づくとともに、企業や個人の選択と行動の自由度が高まり、旧来制度や既得権益が見直される契機にもなるだろう。こうした筋合いから見て、法人税の租税特別措置も、真に必要なかつ効果的なものに絞り込まれるべきだろう。

第2は、企業や個人も、上述のような制度改革を後押しし、かつそれに適応するための積極的な取り組みが求められるということである。

そのことが、一部の経営者からも声が上がった日本的雇用慣行の見直し、女性や高齢者の活躍推進、多様な働き方の選択といった、企業や個人が直面する課題解決につながるためである。企業は、メンバーシップ型とジョブ型のバランスが取れた制度設計や、年功色を薄めた賃金・処遇制度の見直しを行い、個人はこうした制度改革に対応できる能力・スキルの涵養に努力することが求められる。

このように、税制体系において「公平・中立・簡素」という基本原則に沿った改革や行動を政府・企業・個人が行うことは、「税・社会保障・雇用の一体改革」に取り組むことにつながり、そのことは、人口オーナス化・デジタル化・グローバル化に対する日本経済の耐性や適応力を高めることにもなるだろう。

秋口から、来年度税制改正大綱に向けた作業が本格化する。利害調整的・パッチワーク的な手直しに終始することなく、日本経済社会のあらまほしき姿という鳥瞰的視座から議論されることを望みたい。

(上席理事 調査部主管 主席研究員 金木 利公 : Kaneki_Toshikimi@smtb.jp)

※ 調査月報に掲載している内容は作成時点で入手可能なデータに基づき経済・金融情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解を示すものではありません。